☆ 自転車の安全利用の促進

自転車利用者の交通ルール遵守及びマナーの向上を促進するため、「自転車月間」（自転車活用推進法に規定）である5月に、全国一斉の広報キャンペーン等を展開しています。

＜自転車安全利用五則＞

(1)　自転車は車道が原則、歩道は例外
(2)　車道は左側を通行
(3)　歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
(4)　安全ルールを守る
　○　飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
　○　夜間はライトを点灯
　○　交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
(5)　子供はヘルメットを着用

＜自転車運転時の危険行為＞

自転車を運転中に「危険行為」を繰り返した場合、「自転車運転者講習」（講習時間：3時間，講習手数料：6,000円）を受ける必要があります。

交通ルールを守って、安全な運転をお願いします。

○危険行為15類型とは

「信号無視」「通行禁止違反」「歩行者用道路における車両の義務違反」などの15の危険行為のこと。詳しくは、県警HPをご覧ください。

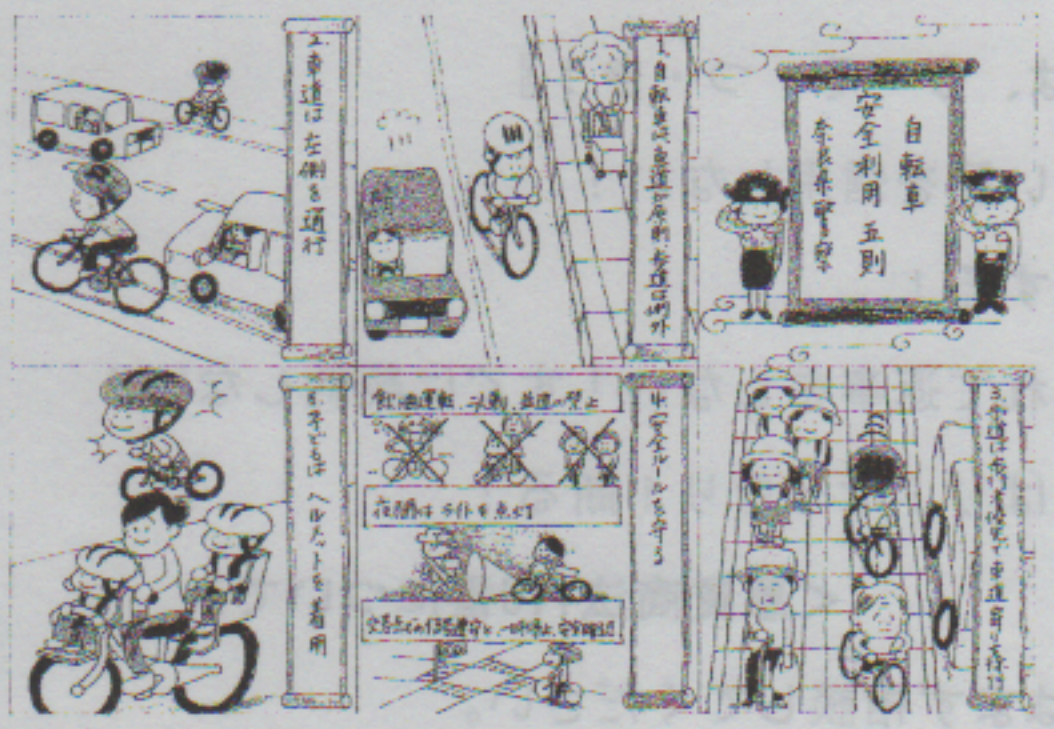

詐欺にあわないための合い言葉
渡すなキャッシュカード！教えるな暗証番号！